

島田市総合計画の策定等に関する条例を次のとおり定める。

平成25年12月27日

島田市長 染谷 絹代

## 島田市条例第42号

### 島田市総合計画の策定等に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、まちづくりの基本的な方向性を示し、本市の更なる発展及び住民福祉のより一層の向上を図るための総合的な指針である島田市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本構想 市の目標とする将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱をいう。
- (2) 基本計画 基本構想に基づき、必要な施策を体系化し、個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針をいう。
- (3) 実施計画 基本計画で明らかにされた個々の施策の実効性を確保する予算編成の具体的な指針をいう。

#### (総合計画の策定)

第3条 市長は、総合計画を策定し、これに即して市政を運営するものとする。

#### (総合計画の構成)

第4条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されるものとする。

- 2 基本構想は、計画期間を8年とし、8年ごとに、策定するものとする。
- 3 基本計画は、前項に規定する基本構想の計画期間を前期4年及び後期4年に区分した各期間をその計画期間とし、4年ごとに、策定するものとする。
- 4 実施計画は、計画期間を3年とし、毎年、策定するものとする。

#### (総合計画審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、島田市総合計画審議会条例（平成20年島田市条例第5号）第1条に規定する島田市総合計画審議会に諮問するものとする。

#### (議会の議決)

第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

#### (総合計画との整合)

第7条 市長は、各施策分野における基本となる計画を策定し、又は変更しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。

#### (進捗状況の評価及び公表)

第8条 市長は、毎年、総合計画の進捗状況について評価するとともに、その結果を

公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により議会の議決を経て策定された基本構想、島田市基本計画の議決に関する条例（平成21年島田市条例第2号）第2条の規定により議会の議決を経て策定された基本計画及び当該基本計画に基づき策定された実施計画は、それぞれこの条例の規定により策定された基本構想、基本計画及び実施計画とみなす。

(島田市基本計画の議決に関する条例の廃止)

3 島田市基本計画の議決に関する条例は、廃止する。

(島田市総合計画審議会条例の一部改正)

4 島田市総合計画審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 島田市総合計画の策定等に関する条例（平成25年島田市条例第42号。以下「総合計画条例」という。）第2条第1号に規定する基本構想の策定又は変更に関すること。

第2条第2号中「基本構想に基づく」を「総合計画条例第2条第2号に規定する」に改め、「策定」の次に「又は変更」を加え、同条第3号中「ほか、」の次に「総合計画条例第1条に規定する」を加える。